

第三章 計画の推進

第Ⅲ章 計画の推進

1. 計画の進行管理及び評価

この計画を推進するにあたり、この計画で掲げた目標の実績や進行状況を把握・評価を行う等、推進体制の整備を行います。

毎年の実績値については健康増進課で把握・分析を行い、5年後の中間評価を健康福祉部内において目標値の見直し・再設定などを行い、実現可能で実効性のある計画として、さらなる推進を図っていきます。

また、実績値の推移や分析については、その内容を公表します。

2. 健康増進に向けた取り組みの推進

(1) 活動展開の視点

健康増進法は、第2条において各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを、国民の「責務」とし、第8条において自治体はその取り組みを支援するものとして、計画化への努力を義務づけています。

市民の健康増進を図ることは、急速に高齢化が進む市にとっても、一人ひとりの市民にとっても重要な課題です。

したがって、健康増進施策を吉川市の重要な行政施策として位置づけ、第2次吉川市健康増進計画の推進においては、市民の健康に関する各種指標を活用し、取り組みを推進していきます。

取り組みを進めるための基本は、個人の身体（健診結果）をよく見ていくことです。

一人ひとりの身体は、今まで生きてきた歴史や社会背景、本人の価値観によって作り上げられてきているため、それぞれの身体の問題解決は画一的なものではありません。

一人ひとりの、生活の状態や、能力、ライフステージに応じた主体的な取り組みを重視して、健康増進を図ることが基本になります。

吉川市としては、その活動を支えながら、個人の理解や考え方が深まり、確かな自己管理能力が身につくように、科学的な支援を積極的に進めます。

同時に、個人の生活習慣や価値観の形成の背景となる、ともに生活を営む家族や、地域の習慣や特徴など、共通性の実態把握にも努めながら、地域の健康課題に対し、市民が共同して取り組みを考え合うことによって、個々の気づきが深まり、健康実現に向かう地域づくりができる地域活動を目指します。

(2) 関係機関との連携

ライフステージに応じた健康増進の取り組みを進めるに当たっては、事業の効率的な実施を図る観点から、健康増進法第6条で規定された健康増進事業実施者との連携が必要です。

吉川市における健康増進事業実施は、様々な部署にわたるため、関係各課との連携を図ります。

(表1)

また、市民の生涯を通じた健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動の支援を、吉川松伏医師会や吉川歯科医師会、吉川薬剤師会などに加え、地域で活動する組織とも十分に連携を図りながら、協働して進めていきます。

3. 健康増進を担う人材の確保と資質の向上

保健師、管理栄養士等は、ライフステージに応じた健康増進を推進していくために、健康状態を見る上で最も基本的なデータである、健診結果を見続けていく役割があります。

健診結果は生活習慣の現れですが、その生活習慣は個人のみで作られるものではなく、社会の最小単位である家族の生活習慣や、その家族が生活している地域などの社会的条件のなかでつくられていきます。

地域の生活背景も含めた健康実態と特徴を明確化し、地域特有の文化や食習慣と関連付けた解決可能な健康課題を抽出し、市民の健康増進に関する施策を推進するためには、地区担当制による保健指導等の健康増進事業の実施が必要になります。

また、健康増進に関する施策を推進するためには、職員一人ひとりの資質の向上が不可欠です。

「公衆衛生とは、健康の保持増進に役立つ日進月歩の科学技術の研究成果を、地域社会に住む一人ひとりの日常生活の中にまで持ち込む社会過程」（橋本正己）です。

保健師や管理栄養士などの専門職は、最新の科学的知見に基づく研修や学習会に、積極的に参加して自己研鑽に努め、効果的な保健活動が展開できるよう資質の向上に努めます。

<資料>

1 吉川市健康増進計画案策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に規定する市の健康増進計画の案(以下「計画案」という。)を策定するため、吉川市健康増進計画案策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、計画案の策定に必要なこと。
- 2 委員会は、計画案を策定したときは、市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係機関を代表する者
- (4) 行政関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条第2項の規定による報告の日までとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 会議は、委員長が必要と認めるとき又は会議の決定があったときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条第2項の規定による報告の日限り、その効力を失う。

2 第2次 吉川市健康増進計画策定委員 名簿

No.	氏 名	所 属
1	菅谷 弘子	元埼玉県立大学
2	後藤 直子	埼玉県草加保健所
3	村上 昇	吉川市自治連合会
4	松井 敏子	吉川市食生活改善推進員協議会
5	森田 京子	吉川市母子愛育会
6	林 芳男	健康福祉部次長兼社会福祉課長
7	伊東 孝	いきいき推進課長
8	菊地 徹	子育て支援課長
9	会田 久雄	国保年金課長

3 計画案策定の経過

内 容	日 程	詳 細
前吉川市健康増進計画の 評価のための実態把握お よび分析	平成24年 5月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・前計画の目標数値・分析 ・特定健康診査の結果集計 ・介護保険、国民健康保険、身体障害者の状況 などの調査
第1回 吉川市健康増進計画案 策定委員会	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員委嘱 ・前吉川市健康増進計画の達成状況 ・第2次吉川市健康増進計画策定の目的・背景 ・計画の位置づけ・期間 ・策定スケジュール
第2回 吉川市健康増進計画案 策定委員会	11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の体系について
第3回 吉川市健康増進計画案 策定委員会	12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案に対する検討
パブリックコメント実施	平成25年 1月19日～ 2月18日まで	
第4回 吉川市健康増進計画案 策定委員会	2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について